

1 活動の方針

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 部活動により心身を鍛え充実した学校生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 部活動により技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環としての活動を図る。

2 休養日・活動時間について

(1) 休養日

週当たり1日以上（年間平均で週当たり2日以上の日数）

(2) 活動時間

①学期中 平常授業日 3時間程度

活動時間：放課後～18時30分（19時00分完全下校）

休日（土日・祝祭日等）4時間程度（練習試合、大会等を除く）

活動時間：8時00分～16時30分

②長期休業中（月～金）4時間程度（練習試合、大会等を除く）

活動時間：8時25分～16時30分

休日（土日・祝祭日等）4時間程度（練習試合、大会等を除く）

活動時間：8時00分～16時30分

(3) その他

定期考査期間（考査1週間前から）は部活動を行わない。ただし、顧問が必要と認めた場合は「考査期間中活動願」を提出し活動許可を得て行う。

感染症の流行等、特別に学校長が部活動を禁止した期間は部活動を行わない。

年末年始の学校閉庁日は部活動を行わない。

3 部活動のきまりについて

(1) 部活動への加入・転部・退部

部活動への加入は任意とする。部活動への参加を奨励し、部に加入する場合は「部加入届」を提出する。

転部、退部についてはそれぞれ「転部願」、「退部願」を作成し、担任・顧問を経由して生徒指導部に提出する。

(2) 部室の使用・管理

部室の使用については、その部に所属する部員のみとし、用具を管理保管するとともに、更衣の場とする。使用時間は放課後等の活動時のみとする。

(3) 対外活動（大会参加・練習試合）への参加について

対外活動については「対外活動参加願（公欠願）」を提出し活動許可を受ける。

(4) 合宿について

合宿は、学習に支障をきたさない期間に行い、「合宿願」に日程計画を添え提出し許可を受ける。日数は年間10日間以内とする。また、合宿に参加する者は、保護者同意の「承諾書」を顧問に提出する。

4 その他

(1) 体罰等の禁止について

部活動の指導者は、いかなる理由があっても、部活動の指導では適切な指導を行い、体罰や不祥事（ハラスメント行為等）のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動運営において欠かすことができない大切なことであることから、指導に関する基本方針・練習計画・活動時間・休養日等を明確にし保護者に示す。